

令和元年度 第1回昭島市都市計画審議会 議事要旨

開催日時	令和元年8月7日(水曜日)	開会	午後 3時 00分	
		閉会	午後 3時 51分	
開催場所	市役所4階 401会議室			
委員の出欠				
出席委員	鈴木 一昭	舛原 邦明	辻川 誠	難波 悠
	奥村 博	高橋 誠	小林 こうじ	林 まい子
	南雲 隆志	周郷 友義	降矢 信雄	宝木 信一
	安井 千寿代	野崎 保		
欠席委員	鈴木 勇作			
説明のために出席した者の職氏名				
市長	白井 伸介	都市計画部長	後藤 真紀子	
都市計画課長	岩波 聡			
職務のため出席した事務局職員の氏名				
都市計画係主任	青木 芳勝	都市計画係主事	荒井 哲朗	
傍聴者	2名			

次 第

1 開会
2 市長挨拶
3 議題
(1) 会長の選出について
(2) 会長代理の選任について
(3) 特定生産緑地の指定に向けた取組状況について(報告)
(4) 都市計画マスタープランの策定について(報告)
(5) 東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針(案)について(報告)
4 閉会

配布資料

・議題3資料 特定生産緑地の指定に向けた取組状況について
・議題4資料 次期都市計画マスタープランの策定について

- ・議題5資料 東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（案）について
（添付「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（案）概要版」）

議 事

（1）会長の選出について

会長：舩原 邦明

（2）会長代理の選任について

会長代理：高橋 誠

（3）特定生産緑地の指定に向けた取組状況について（報告）

《都市計画課長より説明》

特定生産緑地制度の概略について。生産緑地法が改正され、指定から30年を迎える生産緑地について、申請により引き続き10年間農地としての機能を維持するものを「特定生産緑地」として指定することができることとなった。現在までの特定生産緑地の指定に向けた取り組み状況を説明。

（以降、資料説明）

《質疑》

（南雲委員） 申出基準日到来のお知らせは、生産緑地所有者全員に通知か、それとも令和4年、5年に指定から30年を迎える所有者だけなのか。

（都市計画課長） 令和4年度、令和5年度に30年を経過する農地の所有者に通知した。

（南雲委員） 市全域で対象者は何名か。

（都市計画課長） 全体で190名前後である。

（南雲委員） 防災の観点からや環境に配慮したまちづくりにとっても、貴重な特定生産緑地である。引き続き農地を残していただける方への後押しを市としても願います。

（小林委員） 特定生産緑地に指定するつもりがないとした6件の面積はどれくらいになるのか。

（都市計画課長） 現在資料がないため、後日回答したい。

（林委員） 意向確認の中でまだ回答のない方やわからないと回答した方へ、なにかしらのフォローを今後していくのか。

（都市計画課長） まだ回答ない方へは、今後も申請の期限までは確認を続けていくことになる。わからないと回答した方へも同様に確認をしていく。

（都市計画部長） 平成4年度に指定された方が、30年経過を迎えるのが令和4年度になる。今年度申請をしなくても来年度、再来年度とまだ時間がある

ので、そのような期間を考えて来年度以降のスケジュールを組んでいる。

(4) 都市計画マスタープランの策定について（報告）

《都市計画課長より説明》

都市計画マスタープランについては、平成 12 年 3 月に策定し、将来都市像である「水と緑とやさしさを育てるまち 昭島」の実現に取り組んでいる。近く計画期間である 20 年を迎えるため、上位計画である昭島市基本構想等と整合性を図りながら、現在次期都市計画マスタープランの策定に取り組んでいる。

（以降、資料説明）

《質疑》

（南雲委員） 第 1 回目の都市計画マスタープランの策定はいつだったのか。

（都市計画課長） 第 1 回目の都市計画マスタープランの策定が平成 12 年 3 月である。

（南雲委員） 昭島市の総合基本計画を上位とした計画である。20 年という長い期間の中で、当初策定の体制の中、地域別懇談会を 5 地域に選定しているが、この構想の基本的な部分については同じ体制で踏襲していくのか。

（都市計画課長） 都市計画では継続性も重要なので同じ体制でいく。

（南雲委員） 策定の流れの中で今年度、市民懇談会の開催とあるが、自治会連合会の中でも進みだしているのか。また、第 3 回の庁内検討委員会、まちづくり委員会で目標・方針の案とあるが、12 月の都市計画審議会までに決まっているものなのか。

（都市計画課長） 市民懇談会の時期については、現在検討中である。第 3 回の庁内検討委員会、まちづくり委員会については年度末頃になると思われるので、目標・方針の案も次回の都市計画審議会には間に合わないと思われる。

（都市計画部長） 最終的には本審議会で議決いただくことになるので、適宜、状況については、報告していく予定である。

（野崎委員） 都市計画マスタープランの位置づけについては、昭島市総合基本計画、昭島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を基本として構成され、水と緑の基本計画、住宅マスタープラン、地域防災計画等も関連していると思うが、1 点目として市の整・開・保（都市計画区域マスタープラン）の見直しはあるのか。2 点目として、まちづくりの目標の中で、将来人口の予測が現計画の平成 31 年度においては 11 万 5 千人の予測であった。平成 27 年に国勢調査のデータでは 11 万 1,539 人、2025 年の東京都の予測では 10 万 7,182 人となる。こういった中で人口フレームの考えについて聞きたい。3 点目として、現計画が平成 23 年 3 月に改定されているが、その時に東日本大震災が起きている。市民にとっても心

配なことである、災害に強いまちづくりについて聞きたい。

(都市計画課長) 1点目の市の整・開・保(都市計画区域マスタープラン)は、東京都でも現在、改定を進めているので、その改定状況を参考に整合が取れるような都市計画マスタープランの策定を行っていききたい。2点目の人口のフレームについての考え方は、今年度計画では11万5千人、実際には約11万3千人で目標よりやや下回っている。これについては東中神駅の北側の開発が進むことにより少し増えることが予想されるが、将来的には、国の人口の増減の流れに沿って緩やかに減少すると想定される。また、人口についてのフレームの考え方は、都市計画マスタープランだけでなく総合基本計画の構想にも盛り込まれていくので、総合基本計画との整合を取りながら、都市計画でも持続可能なまちづくりを考えている。3点目の平成23年の東日本大震災後の防災に対する考え方については、都市計画マスタープランの中では、具体的な細かい計画については記載されないが、耐震に対する施策も充実を図っているところであり、これまで以上に書き込みがされると思われる。

(5) 東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針(案)について(報告)

《都市計画課長より説明》

東京都、特別区及び26市2町が協働し、優先整備路線以外の未着手の都市計画道路の在り方に関する基本方針を検討してきた。ここで基本方針の案がまとまったため、その概要を報告する。

(以降、資料説明)

《質疑》

(南雲委員) 昭3・5・12号について、北側に延伸する部分は昭3・2・11号に繋がりアンダーパスの部分は東京都の予定する計画だが、市民図書館等の移転もあり、地域の住民のかたも長期間どうなるか問題になっている。この路線の今後の予定について市の考えを聞きたい。

(都市計画部長) 昭3・5・12号については、繋がる北側は昭3・2・11号で30m道路であり、変形交差点からの昭3・5・12号は計画幅員12mになる。ここは優先整備路線ではないが、昭3・2・11号が整備されれば、交通量も変わってくると思われる。災害の視点からも、東京都とも意見交換しながら、今後のまちづくりに資すように考えていきたい。

(野崎委員) 昭3・5・12号については、将来的には東京都施行の路線か。東京都の予算なら、なかなか他市を見ても進まない事例が多い。市としても早期着手に向けて予算確保の努力が必要と思う。

(都市計画部長) 現道は都道であるが、施行者はまだ決まっていない状況である。

(市長) 昭3・5・12号については、優先整備路線ではないが、都知事との

話し合いの中で、総合スポーツセンター整備と絡めて、次期の優先整備路線への格上げについてお願いはしている。また、東中神駅近くの野球場、陸上競技場やスポーツセンターがある魅力的な地域なので、都市計画道路の整備も進めていかなければと考えている。

(奥村委員) 東京都の都市計画道路の完成率はなかなか上がらない状況であると思うが。昭3・4・1号についても今、事業化は進んでいるが、八高線のアンダーパス化の問題か、計画よりもさらに遅れているように思えるが、現時点での事業の状況は。

(都市計画部長) 手元に資料がないため、細かい年度は言えないが、都市整備部からの話では、アンダーの工事はJR施工になるので、他の地区でアンダー工事にかかっていると、昭島市で工事に手をかけることができないが、遠くない将来にアンダーの工事にかかると聞いている。

署名委員氏名 _____

署名委員氏名 _____